

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（手回り品の取扱い変更に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(無料手回り品)</p> <p>第 110 条 無料手回り品の範囲については、旅客規則第 308 条の規定を準用する。</p> <p>(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、旅客規則第 308 条第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車船内に持ち込むことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 112 条 旅客規則第 310 条から第 314 条まで及び第 316 条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 310 条 } <u>普通手回り品切符</u></p> <p>第 311 条 }</p> <p>第 312 条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置</p> <p>第 313 条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置</p> <p>第 314 条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置</p> <p>第 316 条 準用規定</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(無料手回り品)</p> <p>第 110 条 無料手回り品の範囲<u>等</u>については、旅客規則第 308 条<u>及び第 308 条の 2</u>の規定を準用する。</p> <p>(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、旅客規則第 308 条第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車船内に持ち込むことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 112 条 旅客規則第 310 条から第 314 条まで及び第 316 条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 310 条 <u>普通手回り品切符</u></p> <p>第 311 条 <u>普通手回り品切符の効力等</u></p> <p><u>第 311 条の 2 持込手数料に係る証票</u></p> <p>第 312 条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置</p> <p>第 313 条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置</p> <p>第 314 条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置</p> <p>第 316 条 準用規定</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和 2 年 5 月 20 日乗車となるものから施行する。